平成２２年（フ）第２９７５号
大阪市東淀川区上新庄３－１－２－914、住民票上の住所大阪市此花区高見１丁目８番18―303号
債務者　瀬井　　愛（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２８３号
大阪市都島区友渕町１丁目５番12―101号
債務者　伊藤　雅木
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０５９号
大阪府寝屋川市高宮新町26番９号
債務者　辻本　智美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１４４号
大阪市都島区都島南通２丁目１番57―620号
債務者　土居万里子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３０４号
大阪府枚方市長尾家具町４丁目３番地の８
債務者　前田畳店こと　前田　成長
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３２９号
大阪府大東市寺川３丁目９番20号阪奈荘２号
債務者　西口　眞人
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３８６号
大阪府池田市豊島北１－２－４中村貸家Ａ棟、住民票上の住所大阪府池田市新町９番３号
債務者　ＧＦＩシステムこと　大坪　弘和
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４２４号
大阪府寝屋川市点野４丁目５番12号
債務者　十亀　紀行
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４３３号
大阪府茨木市美沢町６番201号
債務者　福島土地家屋調査士事務所こと　福島　秀幸
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４４８号
大阪市城東区鴫野東１丁目13番８号
債務者　青山電気商会こと　青山　利子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５３５号
大阪市淀川区野中南２丁目９番８号
債務者　山本　源一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５６８号
大阪市港区八幡屋１丁目１番４―602号
債務者　山内眞由美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７１８号
大阪府豊中市小曽根５丁目８番30―403号
債務者　武田　勝博
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７３８号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目22番２号ツインコーポ公園南Ｂ棟304号
債務者　田中千賀子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７５４号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目９番２―304号
債務者　堀畑　浩己
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８４２号
大阪府守口市八雲東町２丁目70番５号
債務者　大門貴美子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９２５号
大阪府茨木市中穂積１丁目６番12―206号
債務者　山神　　徹
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部